知って得する賃貸住宅経営

2013.6.1 号

祖父母などからの教育資金の一括贈与

平成 25 年度税制改正の一つの目玉が「祖父母などから教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度」という長～い名前の制度の創設です。

今の日本は、祖父母の世代が貯蓄を貯めている一方で、何かとお金のかかる子育て世帯の給与は上がらず、“経済の潤滑油”であるお金が回らない傾向にあると言われています。そこで、子育て世代の２大出費といっても過言ではない住居費と教育費に贈与税の優遇措置を施し、資金を文字通り潤滑に回し、結果として経済の活性化につなげる狙いがあると思われます。住居費についてはすでに「住宅取得資金の贈与の非課税」という優遇がありますので、次の狙い目として「教育資金」がターゲットとなりました。

★制度の概要

平成 25 年４月１日から平成 27 年 12 月 31 日までの間に、30 歳未満の個人が、自身の教育資金に充てるため、金融機関等との一定の契約に基づき、祖父母などの直系尊属から受けた信託受益権または金銭などの価額のうち 1,500 万円までは、贈与税を非課税とするというものです。一定の契約とは

① 信託受益権を付与された場合

② 書面による贈与により取得した金銭を銀行等に預け入れした場合

③ 書面による贈与により取得した金銭等で証券会社等で有価証券を購入した場合

その後、教育資金の贈与を受けたものが 30 歳に達した場合などに、その贈与額から実際の教育資金支出額を控除し、もし残額があるときには、その残額につき、その時点で贈与税が課税されます。父母には扶養義務がありますので、教育資金を提供したからといって、これに贈与税を課税することは通常ありません。したがってこの制度の具体的なターゲットは祖父母です。

★贈与税率の改正

一方、時を同じくして贈与税率が改正されています。従来は直系尊属からの贈与かどうかは問わず、一律に贈与税率が定められていましたが、今回の改正で 20 歳以上の者が直系尊属から受けた贈与に限っては、若干ながらも有利な扱いとなっています。

（新しい税率は、平成 27 年１月１日以降に贈与により取得する財産に適用されます。）

〈表 1〉20 歳以上の者が直系尊属から受けた贈与

基礎控除後の課税価額	税率	速算控除額
200 万円以下	10%	
400 万円以下	15%	100,000
600 万円以下	20%	300,000
1,000 万円以下	30%	900,000
1,500 万円以下	40%	1,900,000
3,000 万円以下	45%	2,650,000
4,500 万円以下	50%	4,150,000
4,500 万円超	55%	6,400,000

〈表 2〉一般の贈与税率（上記以外）

基礎控除後の課税価額	税率	速算控除額
200 万円以下	10%	
300 万円以下	15%	100,000
400 万円以下	20%	250,000
600 万円以下	30%	650,000
1,000 万円以下	40%	1,250,000
1,500 万円以下	45%	1,750,000
3,000 万円以下	50%	2,500,000
3,000 万円超	55%	4,000,000

★複雑な適用関係

ところで、この新税率と教育資金贈与の適用関係が、実は大変複雑です。

〈表 1〉の税率が適用されるのは、課税時期に贈与をした直系尊属が生きていることが前提です。

一方で教育資金贈与の特例は、前述の通り、贈与を受けた者が 30 歳に達した時などに、贈与を受けた額と教育資金支出額との間に残額があった場合には、その時点で残額につき贈与税が課税されます。つまり 30 歳に達した時が課税時期となるので、その時に贈与をしてくれた祖父母などが他界していた場合には、〈表 2〉一般の増税率が適用されます。

協力：監修　公認会計士・税理士　金田一広幸　　ＣＦＰ　高坂繁樹
編集　株式会社ＥＬハウジングカンパニー

記載内容は平成２５年５月現在のものです。

※無断転載を禁止します